

三島市条例第2号

三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 土地の埋立て等の規制（第7条—第23条）

第3章 雑則（第24条—第28条）

第4章 罰則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土、砂利、岩石その他の土地の堆積に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て又は盛土をする行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為をいう。
- (3) 事業区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- (4) 事業主 土地の埋立て等に係る請負契約の注文者又は請負契約によらないで

自ら土地の埋立て等を行う者をいう。

(5) 工事施工者 土地の埋立て等に係る工事の請負人（当該工事の下請負人を含む。）をいう。

(6) 市外等の土砂等 市内で発生した土砂等（市長が適当と認めたものに限る。）以外の土砂等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、土地の埋立て等の状況を把握するとともに、災害の防止及び環境の保全を図る上で支障がある土地の埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）を防止するための施策を推進するものとする。

（事業主等の責務）

第4条 事業主及び工事施工者（以下「事業主等」という。）は、土地の埋立て等を行うに当たり、災害の防止及び環境の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、土地の埋立て等を行おうとするときは、当該土地の埋立て等の内容について、当該事業区域に隣接する土地の所有者、当該事業区域の近隣に居住する者その他の当該土地の埋立て等に係る利害関係人に周知させるために必要な措置を講じなければならない。

3 事業主等は、土地の埋立て等により苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決を図らなければならない。

（土地所有者の責務）

第5条 事業区域を所有する者（以下「土地所有者」という。）は、その所有する土地において、不適正な埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、その所有する土地において不適正な埋立て等が行われたことを

知ったときは、災害の防止及び環境の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全上支障がある土砂等の使用の禁止)

第 6 条 何人も、人の健康又は生活環境に係る著しい被害を生ずるおそれがある土砂等を用いて、土地の埋立て等を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

第 2 章 土地の埋立て等の規制

(土地の埋立て等の許可)

第 7 条 事業主は、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業区域の面積が1,000平方メートル以上（当該土地の埋立て等に用いる土砂等に市外等の土砂等を含む場合は、500平方メートル以上）となる土地の埋立て等
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の量（当該事業区域において、当該土地の埋立て等の開始の日前3年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合は、当該土地の埋立て等に用いた土砂等の量を含む。）が1,000立方メートル以上（当該土地の埋立て等に用いる土砂等に市外等の土砂等を含む場合は、500立方メートル以上）となる土地の埋立て等
- (3) 事業区域と一団となると認められる土地の区域（以下「一団の区域」という。）において、当該土地の埋立て等の開始の日前3年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合であって、次のいずれかに該当する土地の埋立て等

ア 事業区域及び一団の区域の面積の合計が1,000平方メートル以上（当該土地の埋立て等に用いる土砂等に市外等の土砂等を含む場合は、500平方メー

トル以上) となるもの

イ 事業区域及び一団の区域における土地の埋立て等に用いる土砂等の量の合計が1,000立方メートル以上(当該土地の埋立て等に用いる土砂等に市外等の土砂等を含む場合は、500立方メートル以上) となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、同項の許可を受けることを要しない。

(1) 国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体が行う土地の埋立て等

(2) 法令(静岡県の条例を含む。)の規定による許可、認可等を受け、又は届出等をして行う土地の埋立て等(農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は同法第5条第1項の許可を受けて行うもの及び同法第4条第1項第7号又は同法第5条第1項第6号の規定による届出をして行うものを除く。)

(3) 事業区域及びその周辺における地盤面の高低差が2メートル以内の事業区域における埋立て又は盛土であって、当該埋立て又は盛土をする前の地盤面からの高さが1メートル未満となる土地の埋立て等

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(5) その他規則で定める土地の埋立て等

(許可の基準)

第8条 市長は、土地の埋立て等の内容が、災害の防止及び環境の保全を図るための規則で定める施行基準に適合していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をすることができない。

(許可の条件)

第9条 市長は、第7条第1項の許可には、当該許可に係る事業区域の緑化その他の災害の防止又は環境の保全を図るために必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第10条 第7条第1項の許可を受けた事業主（以下「許可事業主」という。）は、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 許可事業主は、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。

（開始の届出）

第11条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（土壌検査等）

第12条 許可事業主は、定期的に、当該許可に係る事業区域の土壌検査及び水質検査を行わなければならない。ただし、事業区域の面積が3,000平方メートル未満である場合であって、市長がこれらの検査を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 許可事業主は、前項に規定する土壌検査及び水質検査を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

3 許可事業主は、第1項に規定する土壌検査及び水質検査の結果が規則で定める検査基準に適合していないときは、直ちに、当該検査基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

（完了又は廃止の届出等）

第13条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していないと認めるときは、

許可事業主に対し、相当の期限を定めて、許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(標識の設置)

第14条 許可事業主は、当該事業区域内又はその周辺の見やすい場所に、当該許可に係る事項を表示した標識を設けなければならない。

(帳簿の備付け等)

第15条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等を行った日ごとに、土砂等の量その他規則で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(地位の承継)

第16条 許可事業主について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土地の埋立て等の事業の全部を承継した法人は、当該許可事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第17条 市長は、土地の埋立て等が許可の内容に適合していないと認めるときは、当該許可事業主に対し、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第18条 市長は、許可事業主が第12条第3項に規定する措置を講じないとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を

講ずべきことを命ずることができる。

(中止命令)

第19条 市長は、第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けないで土地の埋立て等を行った事業主に対し、当該土地の埋立て等の中止を命ずるものとする。

(原状回復等の命令)

第20条 市長は、前条の規定により土地の埋立て等の中止を命じたとき、又は次条の規定により許可を取り消したときは、当該事業主に対し、相当の期限を定めて、原状回復その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、許可事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第18条の規定による命令に違反したとき。

(土地所有者への通知)

第22条 市長は、この章の規定に基づく処分を事業主に対して行ったときは、その旨を当該土地所有者に通知するものとする。

(土地所有者に対する勧告)

第23条 市長は、土地の埋立て等が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害又は土壌の汚染により、市民の生命、身体若しくは財産の保護又は良好な生活環境の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止し、又は環境の保全を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3章 雑則

(報告の徴収)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の実施の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 事業主は、前項の規定により報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所、事業区域その他土地の埋立て等に係る業務を行う場所に立ち入り、当該土地の埋立て等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の聴取)

第26条 市長は、第13条第2項又は第18条から第21条までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る事業主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行うものとする。

2 市長は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめ、前項に規定する処分を行おうとする理由、その処分の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該事業主に通告しなければならない。

3 災害の防止若しくは環境の保全を図るため緊急の必要があると認めたとき、又は当該事業主若しくはその代理人が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、市長は、当該意見の聴取を行わないで第1項の規定による処分を行うこと

ができる。

(公表)

第27条 市長は、事業主又は土地所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第13条第2項又は第18条の規定による措置命令に違反したとき。
- (2) 第19条の規定による中止命令に違反したとき。
- (3) 第20条の規定による原状回復等の命令に違反したとき。
- (4) 第23条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第10条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者
- (2) 第13条第2項又は第20条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項、第11条、第13条第1項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条の規定に違反して、標識を設置しなかった者
- (3) 第24条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第25条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号。以下「県条例」という。）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の規定による届出をして行われている土地の埋立て等については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に行われている土地の埋立て等（県条例第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の規定による届出をして行われている土地の埋立て等を除く。）については、施行日から1年間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及びこの条例においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。